

「県庁のしごと」魅力発信業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

「県庁のしごと」魅力発信業務

2 目的

本県では、大規模災害からの創造的復興や半導体関連産業の県内進出など、多岐にわたる行政課題や新たな行政需要に迅速かつ的確に対応することができる多様で有為な人材の確保が必要となっている。しかし、近年、民間企業、国、他自治体等との人材獲得競争の激化などを背景に、本県採用試験の受験者数は減少基調で推移しており、人材の確保は厳しい状況にある。

これらの状況を踏まえ、本事業では、本県を志望する受験者を増やし、有為な人材確保につなげるため、SNSによる受験者層に向けた「県庁のしごと」の魅力発信を強化することで、魅力的かつ効果的な情報発信を図る。

3 ターゲット

高校・大学卒業見込者をはじめ、以下本県採用試験の受験資格を有する年齢層（18歳～61歳）

- ・ 高等学校卒業程度（18歳～21歳）
- ・ 大学卒業程度（22歳～35歳）
- ・ 免許資格職（～40歳）
- ・ 民間企業等経験者対象（～61歳）

4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月25日（木）まで

5 業務の内容

以下（1）～（2）のとおり業務を行うこと。

（1）熊本県職員採用公式SNSの運用

既存の以下SNSアカウントを運用し、採用試験に関する情報や、県職員として働く雰囲気や魅力などが伝わる投稿を行うこと。

また、フォロワー数及びリーチ数の増加並びに県職員採用試験への関心及び受験意欲の向上につながる効果的な企画及び投稿スケジュールを示すこと。

① SNSアカウント

- ・ Instagram（熊本県職員採用（アカウント名：kumamoto.pref_saiyou））

② 投稿頻度

- ・委託者と協議し、広報計画を立てた上で、効果的なタイミングで投稿等を行うこと。
- ・Instagramの投稿を週1回以上行うこと。

③ 分析

- ・定期的に関覧者の反応を分析し、効果的な情報発信に努めること。
- ・2か月に1回程度打ち合わせを実施し、投稿内容の分析結果に基づき、より効果的な企画を提案すること。

(2) SNS広告による情報周知

採用試験の申込受付期間や、採用広報イベントに係る情報周知を図るため、SNS広告の配信を行うこと。

広告配信の時期やターゲットの設定等については、委託者と協議の上決定するが、委託契約期間中に3回（各回3週間程度）の実施を想定とすること。

6 著作権に係る留意事項

- (1) 業務実施に当たり、受託者以外の者が所有する素材を用いる場合には、必ず著作権処理等を行うこと。なお、本県が所有する素材を用いる場合には、別途委託者と協議すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する全ての成果物に係る権利（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、全ての委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に十分な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 成果品の納品

納品物、数量及び納入期限は以下のとおりとする。

| 納品物 | 数量 | 納入期限 |
|--|-----|--------------|
| 事業実施報告書（紙及びデータ） ※本業務の成果等についてまとめること。 | 各1部 | 令和9年3月25日（木） |

8 特記事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密の保持や、個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たって、随時、委託者に対して進捗状況の報告を行うとともに、具体的な事項については委託者と十分協議の上決定すること。
- (3) 本仕様書は、プロポーザルの結果に基づき、別途委託者及び受託者による協議の上、基本仕様書に必要な変更を加え作成する。